

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第1区)

候補者氏名 山川百合子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 マサコカンパニー
	住所	東京都千代田区九段南3-3-14-501
	法人代表者	取締役 遠藤真子
作成枚数		600 枚
作成金額		¥24,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		356 箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第1区)

候補者氏名

蒲生徳明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	Print Up date DTP・印刷全般・企画・デザイン
	住所	住所 〒340-0032 埼玉県草加市遊馬町586-7 電話/FAX 048-829-7039 携帯 080-2732-4085 代表 伊島 真二 e-mail bz-shin@puus.plata.or.jp
	法人代表者	草加市遊馬町586-7 伊島真二
作成枚数		712 枚
作成金額		650,768 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		356

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第1区)

候補者氏名 谷古亭勤司

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) とまあか プランナー
	住所	東京都港区白金1丁目13番11号
	法人代表者	時岡 泉
作成枚数		712 枚
作成金額		967,608 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		356ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第1区)

候補者氏名 田中与志子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野一
作成枚数		712枚
作成金額		640,800円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		356箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

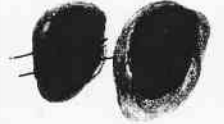
平成 19年 3月 30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南 第 1 区)

候補者氏名 香藤 幸子



記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ダイノストグラフィック
	住所	埼玉県草加市瀬崎町19
	法人代表者	浅古 勲
作成枚数		712 枚
作成金額		967,608 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		356箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第2区)

候補者氏名 松本佳和

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ライムフィルム /
	住所	さいたま市南区鹿手袋 3-20-10 /
	法人代表者	森 岡 一 郎 /
作成枚数		1196 枚
作成金額		1,120,652 / 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		598

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南 第 2 区)

候補者氏名 奥ノ木 信夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 浜田印刷
	住所	川口市宮町 14番 25号
	法人代表者	濱田 義彦
作成枚数		1,196 枚
作成金額		1,119,456 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		598

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第2区)

候補者氏名 塩野正行

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	崎新印刷株式会社
	住所	さいたま市南区別所1丁目3番18号
	法人代表者	代表取締役社長 高山義正
作成枚数		1,196 枚
作成金額		1,120,652 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		598箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第2区)

候補者氏名 山本晴造

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	崎新印刷株式会社
	住所	さいたま市南区別所1丁目3番18号
	法人代表者	高山義正
作成枚数		1,196 枚
作成金額		1,120,652 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		598箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

3 30
平成 19 年 4 月 23 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 2 区)

候補者氏名 菅克己

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)真英社
	住所	川口市仲町 2-28
	法人代表者	松井英将
作成枚数		1,196 枚
作成金額		1,119,456 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		598箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第 区)

候補者氏名 田中千裕

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 <u>カイト</u>
	住所	〒332-0016 川口市幸町 1-14-10
	法人代表者	代表取締役 <u>佐藤一毅</u>
作成枚数		<u>1,200</u> 枚
作成金額		<u>1,140,000</u> 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		<u>598</u> 箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第2区)

候補者氏名 村岡正嗣

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野一
作成枚数		1196 枚
作成金額		837,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		598箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第3区)

候補者氏名 深井 明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) 秀飯舎
	住所	さいたま市西区飯田70番地
	法人代表者	浅木理俊
作成枚数	258	枚
作成金額	¥ 123,530	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	129	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第3区)

候補者氏名 寺澤清司

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	竹内デザイン室
	住所	さいたま市桜区道場1-7-2-201
	法人代表者	竹内孝彦
作成枚数		258枚
作成金額		735,558円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第3区)

候補者氏名 豊田良江

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野一
作成枚数		258枚
作成金額		645,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 261\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 4 区)

候補者氏名 鈴木 34

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) 秀飯舎
	住所	さいたま市西区飯田70番地
	法人代表者	渋谷 理俊
作成枚数		360 枚
作成金額		787,680 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		180箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 4 区)

候補者氏名 畠山清彦

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) シード
	住所	さいたま市北区别所町 37-1
	法人代表者	浅川正敏
作成枚数	360 枚	
作成金額	787,650 円	
当該選挙区におけるポスター掲示場数	180箇所	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成 19 年 4 月 7 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 4 区)

候補者氏名 松下 裕

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		360 枚
作成金額		684,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		180ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 3 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 5 区)

候補者氏名 秦 哲美

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	望月印刷株式会社
	住所	埼玉県さいたま市中央区阿弥5番地8-36
	法人代表者	代表取締役 望月 憲
作成枚数		320 枚
作成金額		800,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年 3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 5 区)

候補者氏名 竹内弘文

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 Liviko	/
	住所	埼玉県さいたま市大宮区宮町1-114-1	/
	法人代表者	代表取締役 星野時夫	/
作成枚数		316 枚	/
作成金額		1765.036 円 円	/
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158	/

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 10 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 6 区)

候補者氏名 清水 勇人

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)地域環境ネット
	住所	さいたま市南区南浦和3丁目43番地14
	法人代表者	阿久戸嘉彦
作成枚数		408 枚
作成金額		686,700 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		204箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 13 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 6 区)

候補者氏名 田村琢実

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	信濃印刷株式会社
	住所	東京都千代田区飯田橋4-1-11
	法人代表者	代表取締役 辛所村田鶴子
作成枚数		408枚
作成金額		812,328円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		204

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

4月16日
平成19年 ~~3月25日~~

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第6区)

候補者氏名

角 靖子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		408 枚
作成金額		693,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		204ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 7 区)

候補者氏名 吉 田

弘

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	玉井美術印刷(株)
	住 所	埼玉県さいたま市中央区円阿弥 6 丁目 3 番 2 号
	法人代表者	代表取締役 玉井 勝 雄
作 成 枚 数		308 枚
作 成 金 額		761,068 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		154

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

$$\text{当該選挙区におけるポスター掲示場数} \times 2 \text{ 枚} = 308$$

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875 \text{円} + 510 \text{円} 48 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115 \text{円} + 26 \text{円} 73 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1 \text{円未満の端数は切上げ}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

平成19年4月3日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第7区)

候補者氏名 片山 隼太郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	トランスワニテック事務所
	住所	埼玉県川口市新田町2-17-11 梅丘1F
	法人代表者	佐田 一政
作成枚数		250 枚
作成金額		617,750 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		154

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 7 区)

候補者氏名 小松秀雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社 /
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2 /
	法人代表者	代表取締役 佐野 一 /
作成枚数		308 枚
作成金額		846,800 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		154箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南 第 8 区)

候補者氏名 長沼 威

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	文理輪転印刷株式会社
	住所	埼玉県南南區辻町 ^{24番} 1号
	法人代表者	中村 雅己
作成枚数		256 枚
作成金額		716,800 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		128箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数は切上げ \\ 128 \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数は切上げ \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額



平成19年4月7日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 8 区)

候補者氏名 小高真由美

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社ゆいおんぷろ /
	住所	さいたま市浦和区常盤3-18-20-803
	法人代表者	長内 経男 /
作成枚数		128 枚
作成金額	173,312	173,350 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		128

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第9区)

候補者氏名

浅野 義英

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 アポイント
	住所	さいたま市浦和区上木崎6-14-30
	法人代表者	代表取締役 覚地 敏夫
作成枚数		500 枚
作成金額		185,850 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		194

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 9 区)

候補者氏名 荒川 岩雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 iプロジェクト
	住所	川口市根岸 549
	法人代表者	鬼島 一
作成枚数		388 枚
作成金額		801,996 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		194 箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成19年4月10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第9区)

候補者氏名 伊藤 岳

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		388 枚
作成金額		582000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		194ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 261473\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第10区)

候補者氏名 宮崎栄治郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社ピ-アルセラー
	住所	さいたま市南区別所3丁目17番9号
	法人代表者	代表取締役社長 石塚誠
作成枚数		476 枚
作成金額		842,520円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		238

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 10 区)

候補者氏名 木村 勇夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	町田印刷株式会社 /
	住所	埼玉県戸田市美女木東 1-1-14 /
	法人代表者	町田岩男 /
作成枚数		200 枚
作成金額		¥ 220,500- 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		238

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 10 区)

候補者氏名

守谷千津子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		476 枚
作成金額		714,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		238ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南 第 11 区)

候補者氏名 高橋政雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社廣済堂
	住所	大阪府豊中市東池田西町2-2-1
	法人代表者	代表取締役 長代厚生
作成枚数		288 枚
作成金額		750816 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		144

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第11区)

候補者氏名 秋本昌治  印

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	関東図書株式会社
	住所	さいたま市南区別所3丁目1番10号
	法人代表者	代表取締役 岩瀬均
作成枚数		2001 枚
作成金額		299,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		144

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月7日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第12区)

候補者氏名 佐藤 征治郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	オオシマ デザイン
	住所	埼玉県 東京都新宿区北新宿1丁目 29番13号702号室
	法人代表者	大島 勝範
作成枚数		380 枚
作成金額		478,800 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		199箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第12区)

候補者氏名 小島信昭

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)ときおかプリンター
	住所	東京都港区白金1丁目13番11号
	法人代表者	時岡 泉
作成枚数		398 枚
作成金額		807,144 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		199箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月7日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第12区)

候補者氏名 大沢立承

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 新製版
	住所	東京都文京区湯島三丁目8番8号
	法人代表者	代表取締役 西村 充志
作成枚数		398 枚
作成金額		807,144 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		199

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月7日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第12区)

候補者氏名

大石豊

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野一
作成枚数		398 枚
作成金額		576600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		199ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第13区)

候補者氏名 島 山 稔

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	コスモブリッツ株式会社
	住所	埼玉県行田市忍2丁目9番15号
	法人代表者	代表取締役 丸山和雄
作成枚数		584 枚
作成金額		901,696 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		292

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第13区)

候補者氏名 島田正一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ヒロ	/
	住所	上尾市原市 1425-110	/
	法人代表者	平野 清信 明徳	
作成枚数		584	枚
作成金額		899,360	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		292	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円} \times 48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円} \times 73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 16 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南 第 13 区)

候補者氏名 元山 佳典子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		584 枚
作成金額		84,006 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		292

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第14区)

候補者氏名 小野克典

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 秀美印刷	/
	住所	楠川市大字下日出谷 235	/
	法人代表者	代表取締役 中村勝美	/
作成枚数		396	枚
作成金額		237,006	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		198	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第14区)

候補者氏名

白石孝一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) マルワ印刷社
	住所	桶川市坂田976-1
	法人代表者	渡部 実
作成枚数		396 枚
作成金額		805,860 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		198

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第15区)

候補者氏名 滝瀬副次

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 センター印刷	✓
	住所	北本市本宿2丁目40番地	✓
	法人代表者	福田孝之	✓
作成枚数		266	枚
作成金額		332,500	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133箇所	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成19年3月31日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第15区)

候補者氏名 平尾 良雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 千葉印刷
	住所	北本市山中1丁目101
	法人代表者	代表取締役 千葉忠良
作成枚数		266 枚
作成金額	739,746	778,780 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第16区)

候補者氏名 中屋敷慎一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	アサヒ印刷(株) /
	住所	鴻巣市本町4丁目3番23号 /
	法人代表者	代表取締役 新井正敏 /
作成枚数		452枚
作成金額		834,844円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		226

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 19 年 4 月 12 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 16 区)

候補者氏名 佐藤泰彦

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	アサヒ印刷株式会社
	住所	埼玉県鴻巣市本町4-3-23
	法人代表者	代表取締役 新井正敏
作成枚数		500 枚
作成金額		725,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		226箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月1日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第16区)

候補者氏名 成塚常吉

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	アサヒ印刷株式会社
	住所	鴻巣市本町4丁目3番-23号
	法人代表者	新井正敏
作成枚数		452枚
作成金額		834,844円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		226

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第17区)

候補者氏名 鈴木正人

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	東京 ISP
	住所	〒134-0091 東京都江戸川区船場1-1-1-405
	法人代表者	代表者 平田 光信
作成枚数		174 枚
作成金額		692,520 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		87

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第17区)

候補者氏名 橋本 忠

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)文月美術印刷
	住所	埼玉県川口市安行原1812番地
	法人代表者	代表取締役 大月 満
作成枚数		174 枚
作成金額		692,694 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		87

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 12 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南 第 18 区)

候補者氏名 吉田 芳朝

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) 東洋紙工
	住所	東京都板橋区新河岸3丁目6番18号 /
	法人代表者	針谷 克敏 /
作成枚数		450 枚
作成金額		825,750 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		228

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月2日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第18区)

候補者氏名 西田 矩子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)東西インテリジェントプランニング
	住所	東京都新宿区早稲田鶴巻町559
	法人代表者	南保秀之
作成枚数		456枚
作成金額		808,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		228箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月3日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第18区)

候補者氏名 工藤 薫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		456 枚
作成金額		504336 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		228

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成19年4月4日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第19区)

候補者氏名 **福田秀雄**

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ビー・アルセナー
	住所	さいたま市南区別所3丁目17番9号
	法人代表者	代表取締役 石塚誠一
作成枚数		228 枚
作成金額		718,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		114

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 261円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 19 区)

候補者氏名 奥田昌利

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 銀河
	住所	さいたま市北区奈良町136-51-9-402
	法人代表者	上山隆一
作成枚数	228	枚
作成金額	1720,252	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	114	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 20 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南 第 20 区)

候補者氏名 峯岸 光夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	東京都新宿区新宿1-5-13 滝呂本第一ビル
	住所	株式会社 双興通信社
	法人代表者	代表取締役 本間 渡
作成枚数		336 枚
作成金額		772,800 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		16ヶ箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成19年4月16日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第20区)

候補者氏名 中島 浩一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	埼玉県蕨市錦町2丁目11番26号
	住所	五光印刷株式会社
	法人代表者	代表取締役 坂戸 紀夫
作成枚数		336 枚
作成金額		775,488 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		168箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第20区)

候補者氏名 細田徳治

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	南プロジェクト [愛プロジェクト]	/
	住所	川口市根岸 549	/
	法人代表者	代表取締役 鬼島一	/
作成枚数		336 枚	
作成金額		775,488 円	/
当該選挙区におけるポスター掲示場数		168 枚	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 20 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 20 区)

候補者氏名 菅野 栄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		336 枚
作成金額		672,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		168箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第21区)

候補者氏名 茅野和広

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	関東図書株式会社
	住所	埼玉県さいたま市南区丁目番10号
	法人代表者	代表取締役 岩淵 均
作成枚数		185 枚
作成金額		693,750 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		93

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第21区)

候補者氏名 石田 昇

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)麻屋三英社
	住所	東京都千代田区神田錦町1-15
	法人代表者	浅野 純
作成枚数		186 枚
作成金額		698,802 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		93

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 22 区)

候補者氏名 神谷 裕之

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社エフプロジェクト
	住所	川口市安行領根岸549
	法人代表者	鬼島一
作成枚数		316 枚
作成金額		765,036 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19年 2月 12日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 22区)

候補者氏名

醍醐 清

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 大 和
	住 所	〒351-0111 埼玉県和光市下新倉2丁目35番48号
	法人代表者	大 澤 衛
作 成 枚 数		316 枚
作 成 金 額		764720 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 22 区)

候補者氏名

星野文男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 ホットスタッフ
	住所	東京都新宿区高田馬場4-22-46-102 TEL 03-5925-3734 FAX 03-5925-3735
	法人代表者	代表取締役 川原崎節雄
作成枚数		300 枚
作成金額		600,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年5月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第22区)

候補者氏名 石川 啓子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		316 枚
作成金額		634,212 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第 22 区)

候補者氏名 田 辺 淳

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	資料センター本郷 北川 広和
	住所	東京都文京区本郷 2丁目36番8号 大村ビル3A
	法人代表者	
作成枚数		300 枚
作成金額		690,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		158

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成19年4月9日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第23区)

候補者氏名 神杉一彦

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 大 和
	住 所	〒351-0111 埼玉県和光市新倉2丁目35番48号
	法人代表者	大 澤 衛
作 成 枚 数	226	枚
作 成 金 額	718,680	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	113	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(南第23区)

候補者氏名 齋藤和康

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 誠晃印刷
	住所	東京都新宿区新小川町9番22号
	法人代表者	代表取締役 島田和夫
作成枚数		226枚
作成金額		718,906円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		113

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 / 区)

候補者氏名 当摩好子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大澤広告事務所 大澤武彦
	住所	埼玉県さいたま市中央区本町西3-11-12 TEL 048-857-4517
	法人代表者	
作成枚数		892 枚
作成金額		1,059,696 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		446

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 1 区)

候補者氏名 藤本 正人

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 制作室サトウ	✓
	住所	新浜市上安松 1140-3	✓
	法人代表者	代表取締役 佐藤 徹	✓
作成枚数		850 枚	
作成金額		935,000 円	
当該選挙区におけるポスター掲示場数		446	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月13日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第1区)

候補者氏名 西山淳次

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社NKコーポレーション
	住所	〒331-0074 さいたま市西区宝来381-5 TEL.048-622-0092 FAX.048-711-8915
	法人代表者	代表取締役 永富敬士
作成枚数		892 枚
作成金額		938,384 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		446

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第1区)

候補者氏名 柳下 禮子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		892 枚
作成金額		640,456 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		446

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第1区)

候補者氏名

大石忠之

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 エフプロジェクト
	住所	川口市根岸549
	法人代表者	代表取締役 鬼島一
作成枚数		892枚
作成金額		1,058,804円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		446

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 2 区)

候補者氏名 新井 格

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	猪股 睦夫
	住所	狭山市柏原 3627-6 セピアコート A-103
	法人代表者	
作成枚数		450 枚
作成金額		833,850 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		225箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第2区)

候補者氏名 田中龍夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	明治堂印刷株式会社
	住所	入間市河原町5番13号
	法人代表者	井ヶ田公幸
作成枚数		450 枚
作成金額		832,500 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		225箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第2区)

候補者氏名 齊藤正明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	シマザキ印刷 /
	住所	入間市東町1丁目10番30号 /
	法人代表者	島崎 吏 /
作成枚数		450 枚
作成金額		833,400 円 /
当該選挙区におけるポスター掲示場数		225箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月11日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第 3 区)

候補者氏名 和田 浩 (印)

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	エスアンドエムデザインファクトリー株式会社
	住所	東京都渋谷区代々木3-28-52-602
	法人代表者	清水 重徳
作成枚数		494 枚
作成金額		856,102 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		247箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第3区)

候補者氏名 中村興夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)中央印刷
	住所	飯能市飯能1249-1
	法人代表者	社長 小恒夫
作成枚数		494枚
作成金額		856,102円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		247箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年 3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 4 区)

候補者氏名 本木 茂

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	岡野印刷有限会社
	住所	狭山市広瀬東二丁目37番1号
	法人代表者	岡野晴一
作成枚数		400 枚
作成金額		734,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		228箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

19 3 30
平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 4 区)

候補者氏名 北村 浩

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	エンジェル印刷株式会社
	住所	〒350-1317 埼玉県狭山市水野507-1エイコービル
	法人代表者	代表取締役 田中 寿夫
作成枚数		556 枚
作成金額		973,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		228

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 4 区)

候補者氏名 諸口高男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社原宿企画
	住所	東京都杉並区阿佐谷南2-21-15
	法人代表者	代表取締役 重田宏道
作成枚数		456 枚
作成金額		836,760 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		228ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成19年4月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第5区)

候補者氏名 近藤善則

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	古内印刷株式会社
	住所	ふじみ野市上福岡3-2-17
	法人代表者	代表取締役 古内司朗
作成枚数		196 枚
作成金額		364,560 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		98箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19年 4月 23日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19年 4月 8日 執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 (5 区)

候補者氏名 鈴木 啓太郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 センリョウ
	住所	〒335-0022 埼玉県戸田市上戸田1丁目2番地2号 TEL:048-447-3006 FAX:048-447-6907
	法人代表者	代表取締役 川 島 昇
作成枚数		196 枚
作成金額		703,836 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		98箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第5区)

候補者氏名 **山川寿美江**

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		196 枚
作成金額		54,408 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		98

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 6 区)

候補者氏名 神山 佐市

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 iプロジェクト
	住所	川口市根岸 549
	法人代表者	鬼島 一
作成枚数		328 枚
作成金額		754,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		164

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19年 4月 13日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 6区)

候補者氏名 川畑かづひろ

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		328 枚
作成金額		614,016 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		164

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第7区)

候補者氏名 土屋 恵一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	梅田印刷(株)
	住所	富士見寺関沢一丁目2番2号
	法人代表者	梅田高志
作成枚数		258 枚
作成金額		325,558 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129箇所

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19年 4月20日
~~3月17日~~

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19年 4月 8日 執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 7 区)

候補者氏名 矢部佳代

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大澤広告事務所 大澤武彦
	住所	埼玉県さいたま市中央区本町西3-11-12 TEL 048-857-4517
	法人代表者	
作成枚数		400 枚
作成金額		800,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年5月7日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第7区)

候補者氏名

渡辺利文

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	魚屋デザイン事務所 魚屋美智代
	住所	東京都清瀬市中里 2-634-6
	法人代表者	
作成枚数		258 枚
作成金額		606,300 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		129

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 8 区)

候補者氏名 矢部 操

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 櫻井印刷所
	住所	〒350-0062 川越市元町2-4-5
	法人代表者	代表取締役 櫻井理喜
作成枚数		844 枚
作成金額		261,640 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		422箇所

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第8区)

候補者氏名 福永信之

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	アクアデザイン・戸上晃
	住所	埼玉県川越市府川92-16
	法人代表者	
作成枚数		600 枚
作成金額		629,740 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		422

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合


$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 8 区)

候補者氏名 渋谷 実 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	六三四堂印刷(株)
	住所	川越市脇日本町 25-14
	法人代表者	代表取締役 佐藤 伍郎
作成枚数		844 枚
作成金額		1,026,304 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		422箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第8区)

候補者氏名 舟橋一浩

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 新 広 社
	住 所	埼玉県川越市元町1丁目8の33
	法人代表者	代表取締役 藤田高司
作 成 枚 数		850 枚
作 成 金 額		855,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		422

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 8 区)

候補者氏名 守屋 裕子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		244 枚
作成金額		64,566 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		422

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成 19 年 4 月 20 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 9 区)

候補者氏名 小谷野五雄

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	
	住所	埼玉県飯能市柳町12番10号 株式会社文化新聞社
	法人代表者	代表取締役 吉田鐵之助
作成枚数		266 枚
作成金額		73,746 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

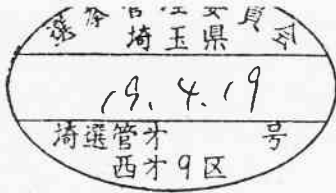
$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額



平成 19 年 4 月 19 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 9 区)

候補者氏名 加藤 清

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ト 20112ト	/
	住所	埼玉県日高市比叡台 1-3-11	/
	法人代表者	加藤 清	/
作成枚数		266	枚
作成金額		739,746	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

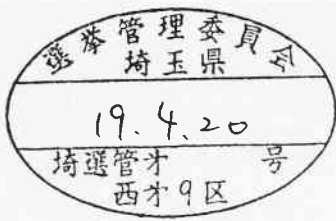
$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成19年4月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第9区)

候補者氏名 横山秀男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	Kプリント
	住所	埼玉県、日高市武蔵台7-3-11
	法人代表者	国近康平
作成枚数		266枚
作成金額		¥739,480円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		133箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月18日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第10区)

候補者氏名 丸木清浩

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ヨコ印刷株式会社
	住所	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷5-1
	法人代表者	代表取締役社長 丸木洋子
作成枚数		282 枚
作成金額		747,582 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		141

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第11区)

候補者氏名 鹿川 文夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) 鈴木印刷 /
	住所	吹上町 仲町 3番 44号 /
	法人代表者	代表取締役 鈴木正一 /
作成枚数		272 / 枚
作成金額		742,560 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		136

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月23日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第12区)

候補者氏名 長峰宏芳

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	ポスタック(株)
	住所	埼玉県鶴ヶ島市大字田ヶ谷891番地3
	法人代表者	代表取締役 小峰昭二
作成枚数		178枚
作成金額		515,844円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		89

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 10 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 10 区)

候補者氏名 伊藤邦夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 スペースコム
	住所	埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘12-7
	法人代表者	代表取締役 長谷川順子
作成枚数		178 枚
作成金額		2,270 75 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		654,150 89箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 5 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西 第 12 区)

候補者氏名 関 勝

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	アサヒ印刷株式会社 /
	住所	鴻巣市本町 4-3-23 /
	法人代表者	新井正敏 /
作成枚数		178 枚
作成金額		140,798 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		89箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 12 区)

候補者氏名 中 郡 龍 二



記

ポスター 作成業者	氏名・名称	アサヒ印刷株式会社 /
	住 所	埼玉県鴻巣市本町4-3-23 /
	法人代表者	代表取締役 新 井 正 敏 /
作 成 枚 数		178 枚
作 成 金 額		269,136 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		89箇所

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成19年4月9日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第13区)

候補者氏名 中村 健

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社タカ写真館
	住所	東松山市 材木町 13-7
	法人代表者	田中 透
作成枚数		272 枚
作成金額		742,832 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		136

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第14区)

候補者氏名

本田光



記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) タナカ子真館
	住所	東松山市材木町13-7
	法人代表者	田中透
作成枚数		425 枚
作成金額		819,400 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		21箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{array}{l} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価×確認された作成枚数＝限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第15区)

候補者氏名 松本恒夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社NKコーポレーション
	住所	〒331-0074 さいたま市西区宝来381-5 TEL.048-622-0092 FAX.048-711-8915
	法人代表者	代表取締役 永富敬士
作成枚数		750 枚
作成金額		948,750 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		375

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(西第 15 区)

候補者氏名 水谷幸太郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	プラスワン印刷企画 高橋保邦
	住所	埼玉県比企郡小川町大塚 544-1
	法人代表者	
作成枚数		750 枚
作成金額		986,250 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		375

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第1区)

候補者氏名

比 塚 道

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ミッキー
	住 所	所沢市小針南1丁目1番地21
	法人代表者	野澤 文男
作 成 枚 数		400 枚
作 成 金 額		808,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		321箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第 / 区)

候補者氏名 山口民弥

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	埼玉県秩父市久那1.219番地
	住所	株式会社清水企画
	法人代表者	代表取締役 清水孝資
作成枚数		400 枚
作成金額		580,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		321ヶ所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

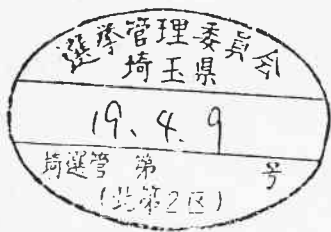
$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成19年4月9日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第2区)

候補者氏名 岩崎 宏

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	オリハラ フォト
	住所	秩父郡長瀬町大字長瀬566-3
	法人代表者	折原 基久
作成枚数		500 枚
作成金額		744,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		309箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

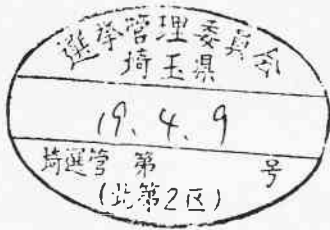
$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成19年4月9日



ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第2区)

候補者氏名 小菅 健夫 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 i70シフト
	住所	川口市 根岸549
	法人代表者	代表取締役 鬼島 一
作成枚数	618	枚
作成金額		918,966 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	309	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 19 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北 第 3 区)

候補者氏名 丸山 真司

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)高田紙器印刷工業所
	住所	東京都新宿区東横町2-2
	法人代表者	高田 明
作成枚数		400 枚
作成金額		760,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		212箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(11区第3区)

候補者氏名 田島 敏包

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	たのみ印刷株式会社
	住所	埼玉県深谷市東大沼356番地
	法人代表者	取締役社長 新 精一
作成枚数		424枚
作成金額		149,672円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		212箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第4区)

候補者氏名 竹並万吉

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 ピー・アールセンター
	住所	さいたま市南区別所3丁目17番9号
	法人代表者	石塚誠一
作成枚数		430 枚
作成金額		820,800 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		216

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年 3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第 5区)

候補者氏名 神尾高善 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	赤岩事務所代表 赤岩俊哉
	住所	熊谷市別府 4-30
	法人代表者	
作成枚数		894枚
作成金額		1,060,284円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第5区)

候補者氏名 加藤裕康

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大屋印刷(株)
	住所	深谷市上野台498番地
	法人代表者	大屋健一
作成枚数		894 枚
作成金額		1,060,284 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第 5区)

候補者氏名 小島 進

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	たつみ印刷株式会社
	住所	埼玉県深谷市東大沼356番地
	法人代表者	取締役社長 新 精一
作成枚数		500 枚
作成金額		210,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第 5 区)

候補者氏名 田村 重信

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	
	住所	高崎市問屋町2丁目3番地10 杉浦印刷株式会社
	法人代表者	取締役社長 杉浦隆二
作成枚数		582 枚
作成金額		690,252 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447 か所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第5区)

候補者氏名 柴岡俊美

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	三協印刷
	住所	代表有賀研一 〒370-2314 群馬県富岡市田篠233-4
	法人代表者	TEL0274(62)0738 FAX0274(64)2127
作成枚数		600枚
作成金額		711,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第6区)

候補者氏名 森 田 俊 正

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	たつみ印刷株式会社
	住所	埼玉県深谷市東大沼356番地
	法人代表者	取締役社長 新 精一
作成枚数		894 枚
作成金額		168,966 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(比第6区)

候補者氏名 小林 哲也

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	沖田印刷株式会社
	住所	行田市本丸19番5号
	法人代表者	代表取締役 沖田正己
作成枚数		894枚
作成金額		1,059,390円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第 6 区)

候補者氏名 田並 尚明

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	関印刷株式会社
	住所	熊谷市宮町2丁目72番地
	法人代表者	関 良子
作成枚数		894 枚
作成金額		1,059,390 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(北第6区)

候補者氏名 岡部三郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 木暮印刷
	住所	代表取締役 神山博 埼玉県熊谷市本石2の68
	法人代表者	TEL (048) 521-2372 FAX (048) 524-2206
作成枚数		894 枚
作成金額		106,284 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		447

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年 3月 30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第 / 区)

候補者氏名 鈴木 聖二

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 三共社印刷所
	住所	埼玉県行田市富士見町2-1-30
	法人代表者	大谷 純一
作成枚数		400 枚
作成金額		793,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		205

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

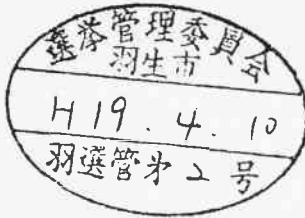
$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第2区)

候補者氏名 諸井真英

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大槻印刷 大槻義一
	住所	東京都江東区木場2-6-9
	法人代表者	
作成枚数		350 枚
作成金額		786,450 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		176箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額



平成19年4月17日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第2区)

候補者氏名 永沼正人

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	福田重雄
	住所	埼玉県羽生市中央3丁目3番12号
	法人代表者	
作成枚数		300枚
作成金額		375,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		176

注

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第3区)

候補者氏名 野 正 陽 一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 エフプロジェクト
	住所	川口市根岸549
	法人代表者	志高 一
作成枚数		422 枚
作成金額		604,304 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		211

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 17 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東 第 4 区)

候補者氏名

野中厚

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 エイトウゼット ミュージック パブリッシャーズ
	住所	〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-30-502
	法人代表者	秦野 嘉王
作成枚数		700 枚
作成金額		808,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		214 箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$


単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年 3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(原第4区)

候補者氏名 小川 雅彦 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	フスマフロンツ株式会社 /
	住所	行田市忍 2-9-15 /
	法人代表者	丸山 和 雄 /
作成枚数		400 枚
作成金額		768,800 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		214箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第5区)

候補者氏名 樋口 邦利

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 i プロジェクト 1
	住所	川口市根岸549番地 1
	法人代表者	代表取締役 鬼島 一 /
作成枚数		256 枚
作成金額		732,160 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		128

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第6区)

候補者氏名

石井 平夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 P・計画室
	住所	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区西町1-8-3 第2アルクビル2階
	法人代表者	代表取締役 大川 修司
作成枚数		200 枚
作成金額		580,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		127箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年 月 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第6区)

候補者氏名 本沢安治

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	渡辺美術印刷株式会社
	住所	蓮田市大字江ヶ崎153番地98
	法人代表者	渡辺重勝
作成枚数		254枚
作成金額		73,827円 73,446円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		127

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 261円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1円未満の端数は切上げ$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月15日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第7区)

候補者氏名

岡 重夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大関企画事務所
	住所	北足立郡伊奈町大字小室 1392-11
	法人代表者	大関 武光
作成枚数		472 枚
作成金額		844,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		236

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月23日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第 7 区)

候補者氏名 遠藤 俊作

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	コスモプリント株式会社
	住所	行田市忍2-9-15
	法人代表者	代表取締役 丸山和雄
作成枚数		422 枚
作成金額		844,600円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		256

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東 第 8 区)

候補者氏名 森 泉 義 夫

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	華陽印刷株式会社
	住 所	〒344-0054 埼玉県春日部市浜川戸1-18-2
	法人代表者	代表取締役 加藤 宗 男
作 成 枚 数		684 枚
作 成 金 額		718,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		342

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19年 3月 30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第 8 区)

候補者氏名 森岡 洋一郎

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	朝日印刷株式会社
	住所	埼玉県春日部市一割2丁目6番 30号
	法人代表者	小田 久
作成枚数		684 枚
作成金額		153,688 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		342

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第8区)

候補者氏名 佐久間 実



記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 (株) 〇〇	✓
	住所	〇〇市〇〇区〇〇〇〇 549	✓
	法人代表者	鬼島	✓
作成枚数		500	枚
作成金額		696,500	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		042	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第8区)

候補者氏名

清水寿郎



記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社芳美堂印刷
	住所	埼玉県春日部市豊野町2丁目26番12号
	法人代表者	代表取締役 山崎 薫
作成枚数		682 枚
作成金額		950,708 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		242

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第 8 区)

候補者氏名 並末 敏恵

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野 一
作成枚数		684 枚
作成金額		513000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		342

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合


$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第 9 区)

候補者氏名 高橋 努 

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有) マサコカンパニー
	住所	東京都千代田区九段南 〇-〇-44
	法人代表者	取締役 遠藤 真子
作成枚数		994 枚
作成金額		1,111,292 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		497

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月10日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第9区)

候補者氏名 久保田 厚子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 吉川印刷	✓
	住所	埼玉県越谷市川柳町5-151-1	✓
	法人代表者	取締役 奥田正樹	✓
作成枚数		994	枚
作成金額		¥347,900-	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		497	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 23 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第 9 区)

候補者氏名 松沢邦翁

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	本田フリニト社
	住所	越谷市七左町 4-449-38
	法人代表者	本田光雄
作成枚数		994 枚
作成金額		1,111,292 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		497

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第 9 区)

候補者氏名 黒田重晴

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 原宿企画 /
	住所	東京都杉並区阿佐谷南 2-21-15 /
	法人代表者	重田 宏道 /
作成枚数		994 枚
作成金額		1,111,292 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		497

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第9区)

候補者氏名 相澤美代子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	あかつき印刷株式会社
	住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
	法人代表者	代表取締役 佐野一
作成枚数		994 枚
作成金額		795,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		497箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 9 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東 第 10 区)

候補者氏名 大山 忍

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)ときおかフロンター	/
	住所	東京都港区白金1丁目13番11号	/
	法人代表者	時岡 泉	/
作成枚数		294	枚
作成金額		754,710	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		147箇所	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 4 月 18 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第 10 区)

候補者氏名 福野未知留

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) ジェット美術
	住所	八潮市浮塚 577-2
	法人代表者	山田義隆
作成枚数		294 枚
作成金額		735,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		147

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東 第 11 区)

候補者氏名 鈴木義弘

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	株式会社 天馬プロジェクト
	住所	越谷市南越谷 4-8-8-201
	法人代表者	代表取締役 福永昭則
作成枚数		500 枚
作成金額		840000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		258

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数 × 2 枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東 第 11 区)

候補者氏名 逢澤義朗

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株)ミサトオフセット印刷
	住所	三郷市 三郷 3-16-7
	法人代表者	吉岡 貞 義
作成枚数		500 枚
作成金額		588,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		258

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第(1)区)

候補者氏名 長峯正之

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	恵出版 新井富行
	住所	埼玉県三郷市早稲田1丁目22番地6
	法人代表者	新井富行
作成枚数		516枚
作成金額		¥67,396
当該選挙区におけるポスター掲示場数		258箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月20日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第12区)

候補者氏名 うめざわ佳一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	大東印刷 株式会社
	住所	北葛飾郡舊宮町中華1345~1
	法人代表者	橋本 宏之
作成枚数		212 枚
作成金額		593,600 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		106

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成 19 年 3 月 30 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成 19 年 4 月 8 日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東 第 13 区)

候補者氏名 小森有昭

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社 サニセット企画
	住所	幸手市東2丁目29番29号
	法人代表者	齋藤 誠一
作成枚数		236 枚
作成金額		3003.00 円 72,000
当該選挙区におけるポスター掲示場数		118 枚

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301.875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557.115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月 / 日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第13区)

候補者氏名

秋谷 昭治

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	有限会社けんきコミュニケーションズ	✓
	住所	北葛飾郡栗橋町南栗橋11-5-4	✓
	法人代表者	代表取締役 森田 準	✓
作成枚数		236枚	✓
作成金額		705,280円	
当該選挙区におけるポスター掲示場数		118	

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第13区)

候補者氏名 増田 幹男

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(有)金沢印刷商会
	住所	幸手市神明内588番地1
	法人代表者	金沢 智
作成枚数		236 枚
作成金額		724,284 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		118

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年 4月 8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(第14区)

候補者氏名 井上直子

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	中央印刷株式会社
	住所	北葛飾郡杉戸町杉戸3丁目番5号
	法人代表者	金子 博
作成枚数		596 枚
作成金額		407,708 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		298箇所

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年4月9日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東第15区)

候補者氏名 蓮見昭一

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	泉栄蔵 豊栄印刷
	住所	東京都足立区西新井本町3-5-27
	法人代表者	
作成枚数		300 枚
作成金額		750,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		130

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875円 + 510円48銭 \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1円未満の端数 \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

平成19年3月30日

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

平成19年4月8日執行 埼玉県議会議員一般選挙(東 第15 区)

候補者氏名 高鹿栄助

記

ポスター 作成業者	氏名・名称	(株) ジェット美術
	住所	東京都足立区平野3-7-20
	法人代表者	山田義隆
作成枚数		260 枚
作成金額		577,200 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数		130

注

- この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{301,875\text{円} + 510\text{円}48\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{557,115\text{円} + 26\text{円}73\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \dots \begin{matrix} 1\text{円未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{matrix}$$

単価×確認された作成枚数=限度額